

ヒアリングの実施日、対象者及び各意見の要旨

- ※ 本資料は、ヒアリングで述べられた意見全体の把握や検索の便宜のため、「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」においてヒアリング対象者の意見を簡略に記載したものである。各意見の詳細については、議事録を確認していただきたい。
- ※ ヒアリング対象者の所属等は、ヒアリング時点のものである。

第1回ヒアリング（平成27年11月2日）

○齋藤義房氏 弁護士（日本弁護士連合会子どもの権利委員会）

山崎健一氏 同上

- ・ 現行の少年法制は有効に機能している。
- ・ 18歳、19歳の者は、心身の発達が未成熟で、可塑性に富んでいる。
- ・ 非行少年に刑罰による威嚇で犯罪を思いとどまらせることはできず、教育・指導・援助が必要である。
- ・ 少年法適用対象年齢を引き下げると、18歳、19歳の被疑者のほとんどが起訴猶予、罰金等となり、更生に必要な処遇を受けられなくなる。また、18歳、19歳について、ぐ犯による処分ができなくなる。
- ・ 公職選挙法や民法と少年法とは趣旨が異なるので、公職選挙法の選挙権年齢や民法の成年年齢が18歳に引き下げられたとしても、少年法適用対象年齢を引き下げる必要はない。
- ・ そのため、少年法適用対象年齢の引下げに反対である。

○藤本哲也氏 刑事政策の研究者（中央大学名誉教授、常磐大学教授）

- ・ 諸外国の多くでは、18歳を少年法上の成人としている。
- ・ 公職選挙法や民法と少年法において「大人」として取り扱われる年齢は一致している方が国民にとって分かりやすい。
- ・ そのため、少年法適用対象年齢の引下げに賛成である。
- ・ ただし、その場合、18歳以上21歳未満（26歳未満）の若年成人について保護手続と刑事手続を選択可能にすることを提案する。
- ・ 試案として、保護手続か刑事手続かの選択を検察官が行うものとする、その判断資料を保護観察官の調査により収集すること、少年院と同じような内容の若年成人用の施設をつくること、若年成人に独立の保護観察処分を設けること、ハーフウェイハウスを創設すること等が考えられる。

第2回ヒアリング（平成27年11月27日）

○横山 實氏 社会学、少年法の研究者（國學院大學名誉教授）

- ・ 少年法適用対象年齢を引き下げると、軽微な罪を犯した者が更生に必要な処遇を受けられなくなるなどの弊害がある。

- ・そのため、少年法適用対象年齢の引下げに反対である。
- ・諸外国の研究者である多くの友人も、我が国の少年法適用対象年齢を引き下げることには反対する自分の考えを支持している。
- ・現行の少年司法制度を維持した上で、22歳までの成人に対し、刑罰の特例としての保護措置を導入することが望ましい。その場合には、少年鑑別所を利用して鑑別技官が要保護性を判断することも考えられる。

○石上美知代氏 保護司（更生保護施設に勤務）

- ・最近の若者は幼く、意思の疎通が困難である。
- ・入所者と接してきた経験上、22歳程度にならないと今後の生活等について考えることができないと感じている。少年法適用対象年齢を引き下げると、18歳から22歳程度の者を保護する制度が必要で、それらの者に何ら保護がなされないこととなるのであれば、引下げには反対である。
- ・依存症の治療のために入所者を病院に連れて行くことを可能にするなど保護観察を多様化することが適当である。
- ・少年院収容期間や仮退院（2号観察）の期間はもう少し長い方が良い。
- ・仮退院中の少年が指導に従わない場合には、少年院に戻しやすくして、短期間でも教育し直してほしい。

○森 修一氏 警視庁生活安全部少年育成課長

山本佳彦氏 同部少年事件課長

- ・少年総人口に占める犯罪少年の割合が10年前に比べ63パーセント減少するなど、警視庁管内における少年犯罪は減少しているが、それは、地域と警察が一体となった防犯対策の推進、少年事件捜査員の大幅な増強等の成果と考えられる。現在も、「非行少年を生まない社会づくり」を推進している。
- ・警察においては、少年法適用対象年齢が引き下げられ、それに合わせて少年警察活動の対象を18歳未満に限った場合には、これまで立ち直り支援活動を実施していた18、19歳の少年について、支援の対象ではなくなるという影響が生じる。

○角田正紀氏 元裁判官（日本大学教授）

- ・裁判所では、社会調査を踏まえて適切に少年保護手続を運用している。
- ・少年保護事件の現場では、少年の養育環境に問題があり、刑事責任を問うよりも、教育によって再非行防止を図る方が適切ではないかと思われる事件が非常に多い。
- ・民法の成年年齢を18歳に引き下げるのであれば、少年法適用対象年齢を18歳に引き下げるのも一つの考え方である。しかし、特段の措置を採らずに引き下げると、丁寧な手当てにより再非行を防止している層が野放し

になるので、18歳から22歳程度までの若年者に対して新しい中間的な対応をする施策を考える必要がある。例えば、再度の執行猶予要件を緩和することや少年刑務所の処遇の改革が考えられる。

第3回ヒアリング（平成27年12月16日）

○武内大徳氏 弁護士（犯罪被害者支援業務に従事）

- ・被害者からは、少年審判は非公開であり、手続の状況を直接見聞することができないことに不満が述べられている。もっとも、数次の少年法改正を経て、重大事件に原則逆送制度が導入されて公開の法廷で審理が行われるようになるなどし、その状況は改善されている。
- ・少年法固有の観点からは、少年法適用対象年齢を引き下げる必要性を感じていないが、民法の成年年齢が18歳に引き下げられた場合に親権者のいない18歳、19歳の者を保護処分の対象とすることには違和感がある。
- ・現行法を前提とすると、18歳で自動車の運転免許を取得できるにもかかわらず、事故を起こすと少年手続になるのは問題であるという意見がある。

○和氣みち子氏 被害者支援センターとちぎ事務局長

熊谷 明彦氏 弁護士（全国被害者支援ネットワーク理事）

- ・犯罪抑止につながると思うので、少年法適用対象年齢の引下げに賛成である。
- ・18歳に選挙権が認められ、民法上成年となるのであれば、なお一層成人と同じように刑事処分を受けるべきと考えるのは、自然なことである。
- ・ただ、軽微な事件を犯した者についてまで、刑罰が必須とは考えていない。保護処分を活用して再犯やスティグマを回避しながら再社会化することも、検察官が起訴か家裁送致かを決する制度にすることも考えられ、また、更生緊急保護を受けることを条件とする起訴猶予措置も考えられる。
- ・矯正施設は職業訓練の場ではなく、罪と向き合い反省を深める教育の場とすべきである。

○武 るり子氏 少年犯罪被害当事者の会代表

澤田美代子氏 少年犯罪被害当事者の会

- ・自らの行動には責任が伴うことを自覚させるためにも、少年法適用対象年齢を18歳未満に引き下げることは必要である。
- ・ふざけ半分の行動で人を傷付け、命を脅かす行動をする者がおり、それによって尊い命が奪われることもある。少年法適用対象年齢の引下げにより、エスカレートする犯罪を食い止めること、再犯を防ぐことにつながると思うので、2年引き下げることは意義がある。
- ・公選法や民法の年齢を引き下げるのであれば、一層、少年法適用対象年齢

も引き下げるべきである。

- ・ 重大な罪を犯した者を「未熟」とは呼んでほしくない。
- ・ 罪を犯した少年に対する教育を徹底する必要がある。
- ・ 被害者には加害者に関する情報を適切に知らせるべきである。

○松村恒夫氏 全国犯罪被害者の会（あすの会）代表幹事

高橋正人氏 弁護士（同会副代表幹事）

土師 守氏 同会副代表幹事

- ・ 凶悪重大事件には少年法を適用せず、犯した罪に見合う刑罰を科すべきである。特に、被害者が死亡した事件は少年法を適用すべきでない。
- ・ 被害者は少年法適用対象年齢の引下げを願っている。また、権利には責任が伴うのであるから、選挙権年齢を18歳に引き下げたのであれば、少年法適用対象年齢も引き下げるべきである。
- ・ ただ、軽微な罪を犯した者に対する保護処分を否定するものではなく、少年法適用対象年齢を18歳未満としつつ、18歳から22歳程度までを特別の保護処分の対象とする制度を作ることがよいと思う。応報のための刑罰と更生のための保護処分の両方を科し得る制度とするのも一案である。

第4回ヒアリング（平成28年1月19日）

○河村真紀子氏 主婦連合会事務局長

- ・ 現在は子どもの貧困が深刻化し、少年及び若年者は、社会性を育てる経験に乏しく、幼い面がある。
- ・ 少年院、少年刑務所を視察した結果、更生のための教育や処遇が非常に手厚く丁寧に行われていると感じた。
- ・ 少年事件の多くは、報道等がされず、処遇等が一般市民に知られていない。
- ・ 少年を更生させて社会に送り出す現行のシステムは、社会をより安全にするためにも有益と考える。
- ・ そのため、少年法適用対象年齢の引下げに反対である。

○宮本久也氏 全国高等学校長協会会長、東京都立西高等学校長

- ・ 現在の少年は社会的経験が乏しく自立が遅くなっている。
- ・ 学校から見ると、警察は非常に身近になっており、連携が進んでいるが、警察以外の機関との連携は進んでいない。
- ・ 少年法適用対象年齢が18歳に引き下げられた場合、高校の生徒の中に少年法が適用される者と適用されない者が混在し、日々その範囲が変化することから、学校としてどのように対応するかが難しい。
- ・ 少年鑑別所、少年院を視察したところ、丁寧に一人一人に対して更生のためのプログラムが作られていた。ただ、少年院を出た後の高校復学等のた

め、学校・教育委員会と少年院との連携が強まると、より良い。

○広田照幸氏 教育社会学の研究者（日本大学教授）

山本宏樹氏 同上（東京理科大学助教）

- ・調査結果を分析すると、非行少年への処遇は、全体として有効に機能している。少年院では、少年を深い反省に導く教育が行われており、再非行防止・更生の観点から有効である。
- ・少年院における教育の有効性には、18歳未満の者と18歳以上の者との違いは見られない。
- ・未成熟な非行少年に対応する必要があるが、少年法適用対象年齢を引き下げる方が適当である。同年齢を引き下げた場合に18歳以上の者に濃密な教育を課すことが法的に可能であるかは専門外なので分からないが、引き下げるのであれば若年成人に何らかの特別な措置が必要であると思う。

第5回ヒアリング（平成28年1月27日）

○棚村政行氏 民法（家族法）の研究者（早稲田大学教授）

- ・民法については、少子高齢化の中で若者に対する期待を込めて成年年齢を18歳に引き下げるといふ答申がなされた。
- ・児童の権利条約は、児童の範囲を18歳未満としている。
- ・法律というのは、権利を与えるけれども、責任・義務も果たしてもらうというように、権利と義務をセットで考えるのが普通である。ただ、支援や救済の必要な人には、そのような対応が必要である。
- ・少年法適用対象年齢の引下げに賛成であるが、18歳から23歳程度の若年者が抱える問題に柔軟かつ適切に対応できるような法整備と支援を考えてほしい。少年刑事法の専門家でないため、手続の区分はよく分からないが、保護処分のようなものと刑事手続等との選択の可能性を広げていくことや、更生保護・矯正等の特別措置を採ることが必要であろうと思う。

○宮本みち子氏 社会学の研究者（放送大学副学長，千葉大学名誉教授）

- ・青年期から成人期への移行期が30歳程度まで長期化している。また、その移行も、太いレールの上を走って行くというような移行から、複雑でジグザグな移行に変化しており、個人化，多様化，流動化している。
- ・未成年と成人とは明確に区分できるものではなく、青年から成人へはプロセスとして認識することが妥当である。
- ・18歳，19歳の者を法律上「少年」とするか，「成人」とするかではなく，その年齢の者が必要としている支援を行うことが可能な制度とすることが必要である。
- ・若年者に対する刑事法制と社会保障制度の問題は，若者が持つ問題とそれ

への対応という点で共通性が大きいので、同時並行で検討する必要があるのではないか。

○十倉利廣氏 元矯正研修所所長（龍谷大学非常勤講師）

- ・再犯防止に有効な処遇を行うためには、その者にどのような処遇を行うことが有効かをアセスメントし、適合性を判断することが必要である。
- ・少年事件においては、審判前に家裁調査官や少年鑑別所による緻密なアセスメントが行われ、これを踏まえた一貫した処分と処遇が行われているところ、このような手法は成人受刑者にも有用である。
- ・刑務所にはない少年院の処遇の特徴として、教官と入院者の関係の強さ、昼夜一貫した教育的な構造、考える機会の充実等が挙げられる。
- ・若年成人に対して保護処分に相当する措置を行うのであれば、処遇内容として、考える機会の充実のほか、施設規模、集団編成の規模、夜間処遇体制への配慮等が必要である。また、要保護性の判断に際し、既存の機関（家庭裁判所調査官、少年鑑別所）の調査機能を活用すべきである。

○才門辰史氏ほか3名 NPO法人セカンドチャンス！

- ・過去に少年院又は刑務所に収容された経験を踏まえて、少年院出院者等の更生を支援している。
- ・少年院で、過去を振り返り、将来どうするかを考えさせられたことが、その後の立ち直りに有効であった。他方で、少年院の中の生活と外の生活とのギャップが大きく、出院者が戸惑い、元に戻ってしまうことがある。
- ・18歳で運転免許が取得でき、行動範囲が広がるので、少年法適用対象年齢も18歳に引き下げるのが良いと思う。ただし、少年院の教育が必要な場合があり、年齢に限らず、再犯防止のプログラムを受講できるなどの教育的な仕組みを設けるのが良いと思う。

第6回ヒアリング（平成28年2月10日）

○相澤 仁氏 児童自立支援施設国立武蔵野学院院長

- ・児童自立支援施設では、個人的居場所（家庭）と社会的居場所（学校）の双方を失った児童を支援する場合、二つの居場所を同時に獲得するのではなく、一つずつ段階的に居場所を獲得するような支援（スモールステップ）を行っており、少年院からの社会復帰においても参考になると思われる。
- ・不適切な養育の中で行動上の問題を起こしている子供は少なくなく、若年者については、家庭裁判所や少年鑑別所のアセスメントにより問題の背景
 - ・原因等を明らかにした上で処分を決めるべきではないか。
- ・少年院と少年刑務所を合わせたような施設を創設し、若年者に少年院における教育と同様の科学的知見を付加した教育を実施することやスモールス

テップによる社会復帰教育を実施することが必要ではないか。

○市村彰英氏 元家庭裁判所調査官（埼玉県立大学教授）

- ・家庭裁判所調査官は、少年や保護者から話を聞き、少年鑑別所と連携するなどして、非行のメカニズムを解明し、問題の解決に向けた教育的働きかけを行い、裁判官に調査結果を報告している。
- ・少年にとって、家族との間で自立と依存のバランスを図り青年として健全な自立ができるようになることは、将来の人生をも左右する課題であるため、少年や家族への保護的措置が重要であり、心理、教育、福祉的な関わりを持つことが望ましいが、現行の成人に対する刑事手続だけでは、少年の立ち直りをサポートすることにつながらない可能性がある。
- ・少年刑務所では、刑務官と受刑者、管理する者とされる者という関係になっており、少年院ほど手厚い指導は難しいと思う。

○大沢陽一郎氏 読売新聞東京本社論説委員

- ・国民の少年法に対する意見は、厳しいものが多い。
- ・選挙権年齢、成年年齢が引き下げられるのであれば、少年法適用対象年齢の引下げを検討するのは自然だが、軽微な事件を犯した者の更生に向けた働きかけは必要で、現在有効に機能している仕組みは極力活かしてほしい。
- ・少年院では少年の内面に踏み込んだ矯正教育が行われ、少年刑務所では作業が主で教育が従であると感じた。刑務所における処遇について、作業中心ではなく、教育的な処遇を拡充することを考えてはどうか。
- ・柔軟に保護観察の期間を考えられる仕組みがあれば良い。
- ・少年法適用対象年齢を引き下げた場合、原則は18歳以上の者は実名報道になると思うが、一定の年齢層に特別な制度を作る場合には、実名報道等の範囲について、議論が必要になる。

○野沢和弘氏 毎日新聞社論説委員

- ・発達障害を有する者による重大事件について、障害の特性を理解しない不適切な報道がなされ、国民の誤解、厳罰化につながっている。また、発達障害者向けの矯正プログラムや地域社会の理解・サポートが不足しており、再犯を繰り返すケースがあり、その改善には、捜査機関、メディア及び司法機関の理解、矯正プログラムの構築、出所後のサポート等が必要である。このことは、少年の事件についても同様で、適切な報道、国民の理解、適切な処遇、再犯防止という循環が必要と思われる。
- ・18歳、19歳の者が重大な罪を犯した場合、今でも厳罰に処すことは可能で、あえて年齢を引き下げることが、教育的な処遇が必要な人たちがその機会を受けられなくなる可能性を考えると、慎重に考えるべきである。

第7回ヒアリング（平成28年3月4日）**○友田明美氏 小児科医（福井大学教授）**

- ・脳の中で最後に成熟する部分が、思考力、判断力、犯罪抑制に関係する前頭前野である。
- ・脳の成長には環境の影響が大きい。
- ・不適切な養育による脳の発達上の障害を刑事責任の軽減理由とすることには慎重になるべきである。
- ・刑事施設に不適切な養育を受けた者が多くいるのであれば、不適切な養育やトラウマを来すような環境を減らし、早期治療、支援に本腰を入れて取り組むべきである。
- ・大人になる時期を法律上何歳とするかは、（医療の問題ではなく）法律の問題であるが、20歳が一つの区切りだと思う。

○八木淳子氏 精神科医（岩手医科大学講師）

- ・脳の感情を司る部分（大脳辺縁系）と衝動抑制を司る部分（前頭前野）の発達のミスマッチによる不均衡な脳の状態が、危険な行動に子どもや若者を走らせると言われている。
- ・単純な脳の変化は生涯を通じて起こるが、30歳くらいまではその変化が大きく、ダイナミックなネットワークの増強は、25歳くらいまで起きる。
- ・若年受刑者の中には、精神医学的な理解と介入が必要な者が少なくない。
- ・10歳から25歳までは、脳神経や精神の発達において極めて不安定な時期であり、非行・犯罪後の保護的教育を実施できる機関が必要である。
- ・未成熟な層には、法律上、少年とされた者にも、成人とされた者にも、バックアップ体制を強力に、かつ、同時に推し進めることが大事である。

○安藤久美子氏 精神科医（国立精神・神経医療研究センター）

- ・脳の発達、脳のボリューム、脳の機能の活発さだけで責任能力を判断することは難しい。
- ・精神鑑定をしていると、非行や社会的な背景も多様で、疾病性の点でも非常に多様な障害が併存している少年たちも増えてきており、昔に比べて、少年の自尊心が低く、自己表現が未熟になっていると感じる。
- ・医者としては、何歳でも能力を上げられる可能性はあると思うが、効果、効率性という点からは、20代前半くらいまでは十分可能性はあると思う。どこで線を引くかは法律家が考えるとしても、20代前半までは、通常の刑務作業ではなく、別の処遇体制・治療体制を組み込むことが考えられる。

第8回ヒアリング（平成28年3月18日）**○土井隆義氏 犯罪社会学の研究者（筑波大学教授）**

- ・「社会緊張理論」からは、目標までの距離が近く欲望があおられることから生ずる相対的不満の低下により刑法犯減少を説明できる。今の若者は社会への期待値が低いため相対的不満が小さい。
- ・「文化学習理論」からは、対抗文化の衰退から若年刑法犯の減少を説明できる。現在と今の親世代が若かった頃とを比較すると、現在の親子間には、価値観の世代間対立は生じていないため、大人に対抗する若者文化（非行もその一つ）が衰退した。
- ・少年事件が減っているのに、少年事件が増加し、凶悪化しているという社会認識が生じているのは、報道量の増加などによるのではないか。

○田島良昭氏 社会福祉法人南高愛隣会前理事長

- ・警察、家庭裁判所において、少年に対し、丁寧な対応が行われている。
- ・少年鑑別所や少年院の職員の質は高く、知的障害・発達障害への対応を含めて、少年の改善更生のための処遇は、大きな効果を上げている。
- ・選挙権年齢や民法の成年年齢が引き下げられた場合は、少年法適用対象年齢も引き下げるべきである。
- ・少年に対する処遇と成人に対する処遇の格差が大きいが故に、少年法適用対象年齢の引下げに反対する意見があると思うが、刑務所での処遇が少年院での処遇に比べて遅れているのは、懲役刑が作業を義務付けていること等が理由になっており、この際、少年院で行っている処遇を成人にも広げてほしい。

第9回ヒアリング（平成28年7月8日）

○平山秀生氏 弁護士（日本弁護士連合会前副会長）

山崎健一氏 弁護士（同連合会子どもの権利委員会）

- ・第1回で述べたとおり、少年法上の成人年齢は維持されるべきである。
- ・20歳未満の少年を少年審判の対象とし、20歳以上の成人を刑事訴訟の対象とする現行法の枠組み自体は変えるべきでなく、「若年者」という新たな層に対する枠組みを設ける必要はない。

○石川正興氏 刑事政策の研究者（早稲田大学教授）

- ・刑務作業には、所内の規律維持、受刑者の心身の悪化の防止、受刑者の改善・社会復帰等の機能があり、自由刑の受刑者に対しては、作業を義務付けておく必要がある。
- ・刑事収容施設法が改正され、作業中心の処遇から脱した処遇体制になったのであるから、「作業を課し、その他矯正に必要な処遇を行なう」とする改正刑法草案を参考に刑法の改正を検討すべきである。
- ・選挙権年齢や成年年齢と少年法適用対象年齢は一致させるべきである。

- ・ 18歳，19歳の者が成人として刑事手続に委ねられる機会に，積極的に刑事手続の弾力化を図るべきと考えることから，入口支援の充実，判決の宣告猶予制度の新設，刑の一部の執行猶予制度の活用，自由刑の執行場所としての少年院の活用，少年刑務所等の整備を図るべきである。

第10回ヒアリング（平成28年7月29日）

○葛野尋之氏 刑事法の研究者（一橋大学教授）

- ・ 少年法適用対象年齢の引下げは再犯を増加させ，刑事政策上深刻な問題を生む。また，民法の成年年齢とは，合わせる必要もなく，合わせるべきものでもない。
- ・ したがって，少年法適用対象年齢は引き下げるべきではない。
- ・ 少年司法は，更生・社会復帰の支援，再犯の防止という点において良好な成果を継続的に上げてきたと評価しており，これは少年司法に携わる実務家の努力の積み重ねによるものと思う。
- ・ 行為責任主義やデュー・プロセスを考えると，18歳，19歳を成人としたときに，保護手続や保護処分に付すことはできない。
- ・ 18歳，19歳を成人とした場合には，刑事司法の枠の中で，微罪処分的な起訴猶予，家庭裁判所における刑事裁判，社会調査とケースワークの実施，有罪判決の宣告猶予等の手続を導入することが考えられる。

○佐伯仁志氏 刑事法の研究者（東京大学教授）

- ・ 保護処分を，保護原理（パターナリズム）に基づき本人の利益のために国家が介入するものと考えたと，親権に服しない18歳，19歳の者に対するパターナリズムに基づく介入が正当化されるかが問題となる。
- ・ 保護処分を，過去の非行事実に対する制裁で責任主義が妥当するものと考えたと，何歳まで保護処分に付するのが刑事政策的に望ましいかという問題となる。若年成人に他の成人と異なる扱いをしても，合理的な理由があれば問題はなく，保護処分類似の処分をすることも原理的な問題はない。少年法が少年に特別の処分を認めている理由が18歳，19歳にも妥当するのであれば，刑事処分では実刑にならない場合に，ある程度の重さの罪を犯した者を一定期間施設に収容することも，合理性が認められ得る。
- ・ 現在の調査・鑑別や少年院処遇等は基本的に有効に機能しており，少年法適用対象年齢が引き下げられたとしても，できるだけ継続すべきである。
- ・ 若年受刑者に対する施設内処遇は，少年院における処遇に準じたものにしていくべきであり，必要があれば自由刑の単一化を実現すべきである。
- ・ 保護観察をより積極的に活用していくべきであり，保護観察付き執行猶予に再度の執行猶予を認めることも一つの有効な方策である。 以上